

大網白里市産業用地検討調査業務
公募型事業者選定プロポーザル実施要領

1. 本実施要領

本実施要領は、「大網白里市産業用地検討調査業務(以下「本業務」という。)」を委託するにあたってプロポーザル方式により企画提案を求めるものであり、受託者には技術、事業手法、法制度等、多様な知見に基づく助言、提案、調査等の支援を求めることから、最も適切と判断される参加者を総合的に審査し選定する手続等を定めるものである。

2. 業務の概要

- (1)業務の名称 大網白里市産業用地検討調査業務
- (2)業務の期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 24 日(水)まで
- (3)業務の内容 別紙「大網白里市産業用地検討調査業務仕様書」のとおり
- (4)業務場所 大網白里市内
- (5)調査対象地 首都圏中央連絡自動車道大網白里スマートインターチェンジから 5 km以内の地域
- (6)委託上限額 11,836,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

3. プロポーザル実施スケジュール

内容	日付
公募型プロポーザル開始	令和 8 年 4 月 27 日(月)
質問書提出期限	令和 8 年 5 月 12 日(火)17 時必着
質問への回答(公表)	令和 8 年 5 月 19 日(火)
プロポーザル参加申込書提出期限	令和 8 年 5 月 26 日(火)17 時必着
提案書等の提出期限	令和 8 年 6 月 15 日(月)16時30分必着
1次審査(書面審査)結果通知	令和 8 年 6 月 18 日(木)
プレゼンテーション審査	令和 8 年 6 月 26 日(金)
審査結果通知	令和 8 年 7 月1日(水)
契約手続き	令和 8 年 7 月上旬予定

※本スケジュールはあくまでも予定であり、変更となる場合がある。

4. プロポーザルに参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件

本公募に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

なお、参加資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を求める場合がある。

- (1) 法人格を有し本業務を円滑に遂行できる安定かつ健全な財政能力を有していること。

- (2) 令和8・9年度大網白里市入札参加資格者名簿の「測量・コンサルタント部門」の大分類「土木関係建設コンサルタント」、中分類「都市計画及び地方計画」に登録されていること。かつ指名停止の措置期間中でないこと。
- (3) 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準又は大網白里市建設工事等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、執行審査会の日から選定審査会の日までの間、受けていない者。
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第167条の4の規定のほか、次の要件に該当するものでないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は当該業務の参加申込みの日前6か月以内に手形、小切手の不渡りをした者。
 - イ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の適用を申請した者(同法に基づく裁判所から更新手続開始決定がされている者を除く。)
 - ウ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用を申請した者(同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者を除く。)
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行っていない者であること。
- (6) 法人業務実績として過去 5 年以内(令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)に千葉県、埼玉県、茨城県、東京都、神奈川県において産業系又は工業系の同種業務の実績を1件以上有する者であること。同種業務とは、適地選定調査、立地可能性調査業務及びその他の産業用地(工業団地含む。)創出に向けた土地利用構想、計画案の策定業務が内包されている業務である。
- (7) 業務責任者は参加申請を行う法人に 3 ヶ月以上雇用されている者で、上記同種業務の実績を持ちかつ技術士(総合技術監理部門-建設部門-都市及び地方計画、又は建設部門-都市及び地方計画)又は RCCM(都市計画及び地方計画)の資格を有している者を配置すること。
- (8) 国際標準化機構(ISO)の規格である ISO9001 の認証と一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が管理するプライバシーマークの認証を取得していること。
- (9) 業務の全部または主たる部分を第三者に委託することを前提とした提案は認めない。
- (10) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

5. 業務等に関する質問及び回答

本公募における質問及びその回答について次のとおり行うため、質問がある場合は、質問書(様式第7号)に必要事項を記載のうえ提出すること。

- (1) 提出書類
質問書(様式第7号)
- (2) 提出期限
令和 8 年 5 月 12 日(火) 17 時必着

(3) 提出方法

- ①電子メールにより、「14. 問い合わせ先」記載の窓口へ提出すること(電話、ファックス、来庁等、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。)
- ②なお、電子メールの件名は「【質問書】大網白里市産業用地検討調査業務(法人名)」とし、メール送信後速やかにメールの到達状況を電話で確認すること。

(4) 質問への回答

質問及び回答は、令和8年5月19日(火)に大網白里市ホームページに掲載する。

6. 公募型プロポーザル参加申込書の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり必要な書類を作成し提出すること。

(1) 提出書類

- ①公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号) 1部
- ②法人概要調書(様式第2号) 1部
※法人の概要が分かる資料(パンフレットなど任意) 1部
- ③法人業務実績調書(様式第3号) 1部
※実績に係る業務委託契約書の写し(契約書は業務名称及び押印されている箇所のみで構わない。また、業務内容が分かる仕様書)を添付すること。
- ④法人業務実施体制調書(様式第4-1号,4-2号) 各1部
※体制に掲載する技術者の雇用証明(保険証等の写し)、資格証明書の写し、実績に係る業務委託契約書の写し(上記同等)を添付すること。

(2) 提出期限

・令和8年5月26日(火) 17時必着

(3) 提出方法

- ・PDF ファイル形式で電子メールにより、「14. 問い合わせ先」記載の窓口へ提出すること(電話ファックス、来庁等、電子メール以外の方法による提出は受け付けない。)
- ・電子メールの件名は「【参加申込書】大網白里市産業用地検討調査業務(法人名)」とし、メール送信後速やかにメールの到達状況を電話で確認すること。

7. 提案書等の提出

「6. 公募型プロポーザル参加申込書の提出」に記載の参加申込書を提出し受理された者のみ、次のとおり提案書等の書類を作成し、提出することができる。

- (1) 提案書等の提出について(様式第5号) 1部
- (2) 提案書(様式第6号) 1部

以下の5つのテーマについてそれぞれA4片面1枚、合計5枚に記載すること。

テーマ1 業務実施方針について

テーマ2 業務実施手順、実施工程、業務進捗管理について

テーマ3 本業務の検討・調査の具体的な進め方について

テーマ4 本事業で想定される事業手法(複数案)とその選定の考え方及び留意点について

テーマ5 整備にあたっての採算性の考え方及び採算確保に向けた方策について

*フォントは10.5ポイント以上、横書きとする。図表はこの限りではない。

(3) 見積書(任意様式) 1部

見積書は見積内訳の分かるものとし、消費税及び地方消費税を含む額を提示すること。

(4) 提出期限

令和8年6月15日(月) 16時30分必着

(5) 提出方法

提案書8部を持参もしくは郵送(簡易書留)と、PDFファイル形式電子データを「14. 問い合わせ先」記載の窓口へ電子メールにより提出すること。また、提出した旨を電話にて連絡すること。

8. プロポーザルの辞退

参加申込書・提案書等提出後に本公募への参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第8号)を「14. 問い合わせ先」記載の窓口へ遅滞なく電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名は「【辞退届】大網白里市産業用地検討調査業務(法人名)」とし、メール送信後速やかにメールの到達状況を電話で確認すること。

9. 受託候補者の選定

提出された提案書等について、「大網白里市産業用地検討調査業務事業者選定プロポーザル審査会」において下記のように審査を実施し、最も優れている提案者を受託候補者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。なお、参加申込者が4者以上の場合は、一次審査(書面審査)により二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)参加者として3者を選定する。

(1) 一次審査(書面審査)

一次審査の結果については、提案者に電子メールで通知する。

(令和8年6月18日(木)通知)

(2) 二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)

・日時:令和8年6月26日(金)(時間、会場等の詳細については別途連絡する。)

・出席者:二次審査の出席者は、業務責任者を含む3名以内とする。

・発表時間:プレゼンテーション・ヒアリング時間は、1者あたり40分程度(説明20分以内・質疑20分)を予定する。

・プレゼン(説明):プレゼンは提出した提案書を基に実施すること。追加資料等は一切認めない。

(3) 選定審査基準

別紙「審査評価基準」によるものとする。

(4) 受託候補者の選定

一次審査と二次審査の評価点を合計した総合評価点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。なお、受託候補者として選定した者が辞退又はその他の理由により契約できなくなった場合は次点の提案者を受託候補者とする。

ア 一次審査は書面審査で、審査項目毎に評価点を採点する。

イ 二次審査はプレゼンテーションを行い、審査項目毎に審査員が採点した平均値を評価点とする。

ウ 総合評価点が最も高い提案者が2者以上の場合は、二次審査の評価点の合計が最も高い提案者を受託候補者とする。

エ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

オ 総合評価点が最低基準点60点未満の場合は、受託候補者を選定しないこととする。

10. 受託候補者の結果通知

(1) 結果通知

提案者には評価結果と選定又は選定されなかった旨を電子メール及び郵送で通知する。(令和8年7月1日(水)通知)なお、審査及び選定結果に関する異議等は受け付けない。

(2) 結果の公表

評価結果及び受託候補者の法人名を市ホームページで公表する。

11. 契約の締結

(1) 本プロポーザルによって選出された受託候補者は、当該業務に係る契約に向けた見積書徴収の相手となる。

(2) 業務仕様書は、選定された受託候補者の提案書による提案内容については必要に応じて業務仕様書に反映するとともに契約上限額の範囲内で協議し、確定する。

12. 参加資格の喪失

次のいずれかに該当することが明らかになった場合、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。また、契約締結に至っている場合は、参加者の帰責事由によるものとして契約を解除する。

(1) 参加者の参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。

(4) 見積額が契約上限額を超えるとき。

(5) 審査の公平性を害する行為があったとき。

(6) その他受託候補者として不適格と審査委員会において認められるとき。

13. その他留意事項

- (1) 業務の詳細については、別に定める仕様書等を確認のこと。
- (2) 本業務委託にかかる契約について、契約を締結することが不相当と認められる事項が生じた場合は、契約を締結しない場合又は解除する場合がある。
- (3) プロポーザル参加者が応募に要した費用は全て参加者の負担とし、市はその一切を負担しない。
- (4) 参加者から提出された書類等の提出期限後の追加・修正・差し替え等は一切認めない。
- (5) 同一の参加者からの複数の提案は認めない。
- (6) 参加者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、市は選定結果の公表等に必要な場合は、提出書類の内容を使用できるものとする。
- (7) 市が受領した書類については、理由の如何に関わらず返却しないものとする。
- (8) 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため公表することがある。
- (9) 市が提示する資料及び回答書等は、本実施要領等と一体のものとし、同等の効力を要するものとする。

14. 問い合わせ先

〒299-3292 千葉県大網白里市大網 115 番地 2

大網白里市企画政策課 担当:鈴木、織本

電話 0475-70-0316

FAX 0475-72-8454

E-mail:kikakuseisaku@city.oamishirasato.lg.jp

連絡可能日時:土、日、祝日を除く平日 9 時 00 分から 17 時 00 分

以上

審査評価基準

審査評価項目	審査の着目点	評価点
一次審査項目	【実績・資格等要件】	
法人 同種業務実績	・業務実績を十分に有しているか。	10
業務責任者	・業務実績を十分に有しているか。 ・実施要領で示された資格を保有しているか。	10
業務実施体制	・業務実績を有しているか。 ・提案として望ましい資格を保有しているか。	10
二次審査項目	【企画提案書記載項目】	
テーマ1	・本業務の背景・趣旨・目的を十分に理解しているか。 ・業務の目的に合う具体的な実施方針が示されているか。	10
テーマ2	・工期内に望ましい成果を上げることができる実現可能な実施手順、実施工程となっているか。また、的確な工程進捗管理が成される方法の提案であるか。	10
テーマ3、4、5 *それぞれ右記評価点から審査	・本市の特性を十分に理解した提案であるか。	5
	・多面的な発想・視点を持った提案であるか。	5
	・実現性ある提案であるか。	5
	・独自性を持った提案であるか。	5
参考見積額	・(全提案者内の最低見積額/提案者の見積額)×10点 ※小数点以下四捨五入	10
評価点の合計	テーマ3、4、5はそれぞれ右記着目点から評価されるため3テーマ×20点=60点となる。	120